

2020 年 5 月 19 日

**企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の
開発に関する適正手続の遵守状況の報告**

企業会計基準委員会

報告の要約

本報告は、企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）が、2020 年 3 月 31 日に公表した企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（以下「本会計基準」という。）の開発に関して、「企業会計基準及び修正国際会計基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 29 条に従って、適正手続の遵守状況を報告するものである。

当委員会は、公開草案及び会計基準の公表に関する適正手続の遵守状況について、適正手続規則の各条文に照らして検討を行った。その検討の結果、適正手続の遵守状況について、重要な問題は見受けられなかった。

I. 本報告の目的

1. 本報告は、当委員会が、2020 年 3 月 31 日に公表した本会計基準の開発に関して、適正手続規則第 29 条に従って、適正手続の遵守状況を報告するものである。

II. 適正手続の遵守状況

2. 適正手続規則に定められる条文ごとの適正手続の遵守状況は以下のとおりである。

審議テーマの決定

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
委員会による審議 テーマの決定	第 22 条 第 3 項 委員会は、第 1 項のほか、緊急性がある等の場合、委員会の審議において審議テーマを決定できる。	第 34 回基準諮問会議（2018 年 11 月 8 日開催）における審議を踏まえ、2018 年 11 月 29 日に開催された第 397 回企業会計基準委員会において、見積りの不確実性の発生要因に係る注記事項の充実について検討することが決定された。 その後、第 19 回ディスクロージャー専門委員会（2018 年 12 月 19 日開催）及び第 410 回企業会計基準委員会（2019 年 6 月 13 日開催）より検討が行われた。

公開草案の公表

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
公開草案に関する 企業会計基準委員会及び専門委員会の審議の状況	第 7 条 第 1 項 委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	公開草案の公表まで、企業会計基準委員会において 5 回、ディスクロージャー専門委員会において 10 回の審議が公開で行われた。詳細は（別紙 1）を参照のこと。

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	第9条第1項 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会の事務局は、原則としておおむね1週間前に審議資料を委員に送付する。	審議資料は、準備の都合上、企業会計基準委員会及びディスクロージャー専門委員会の1営業日前から3営業日前の送付となった例があった。
	第13条 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。	企業会計基準委員会及びディスクロージャー専門委員会において、出席した委員・専門委員は、直接参加しており、電話、テレビ会議又は類似した通信手段が使用されたことはなかった。
	第14条 第5項 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。	企業会計基準委員会及びディスクロージャー専門委員会において、書面にて欠席した委員・専門委員から意見が表明されたことはなかった。
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	第20条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。 第21条 アウトリーチを実施した場合、原則として、委員会、専門委員会及びIFRSのエンド	公開草案の検討にあたって、財務諸表作成者に対して5回アウトリーチが実施された。 アウトリーチの概要については、（別紙2）を参照のこと。

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
	一 スメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。	
公開草案の公表に関する議決（反対意見の取扱い）	第 14 条 第 1 項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第 56 条の定めに従い、委員の 5 分の 3 以上の多数を持って議決する。	2019 年 10 月 25 日開催の第 419 回企業会計基準委員会において公開草案の公表議決が行われ、出席委員 14 名全員（委員総数 14 名）の賛成により公表が承認された。この承認を受けて、2019 年 10 月 30 日に公開草案が公表された。
	第 14 条 第 6 項 委員会に欠席した委員が書面により議決に参加することは認められない。	出席委員により議決要件が充足され、出席委員により議決が行われた。
意見募集文書の公開期間	第 19 条 第 3 項 前 2 項による公開の期間は、原則として、2 ヶ月以上とする。ただし、重要性や緊急性を勘案し、委員会の議決により、短縮することができる。	2019 年 10 月 30 日にコメント募集を開始し、2020 年 1 月 10 日までをコメント受付期間（約 2 ヶ月）とした。

企業会計基準等の公表

項目	適正手続規則に定める適正手続	適正手続の遵守状況
公開草案に寄せられた意見のホームページへの掲載及び公開草案に寄せられた意見に対する対応のホームページへの掲載	第 19 条 第 4 項 公開草案及び論点整理に対して寄せられた意見については、提出者名を含めてすべて財務会計基準機構のホームページに公開する。それらの寄せられた意見について	意見募集文書に寄せられた意見は、2020 年 1 月 21 日に財務会計基準機構のホームページへ掲載した。なお、寄せられたコメントは 14 件であり、内訳は以下のとおりである。 [団体等]

	ては、委員会において適時に検討を行い、検討の結果を財務会計基準機構のホームページに公開する。	属性	提出者数
		財務諸表作成者	3
		財務諸表利用者	2
		監査人	5
		その他	2
		合計	12
		〔個人〕	
		属性	提出者数
		財務諸表利用者	2
		合計	2
		なお、公開草案に寄せられた意見の概要とそれに対する対応は、最終基準公表日後の 2020 年 5 月 15 日に財務会計基準機構のホームページへ掲載した。	
公開草案に寄せられた意見に関する委員会の審議の状況	第 7 条 第 1 項 委員会の議事は、原則として一般に公開し、議場の座席数の許容範囲内において、傍聴を認めるものとする。ただし、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が必要と認めたときは、議事を非公開とすることができる。	公開草案の公表後、企業会計基準委員会において 5 回、ディスクロージャー専門委員会において 5 回の審議が行われた。審議は、原則として公開で行われたが、新型コロナウイルス感染症への対応として、2020 年 3 月に開催した第 427 回及び第 428 回の企業会計基準委員会並びに第 35 回及び第 36 回のディスクロージャー専門委員会は非公開で開催した。詳細は（別紙 1）を参照のこと。 なお、上記の非公開で開催した企業会計基準委員会の議事の録画映像は、従来どおり財務会計基準機構のホームページで一定期間視聴可能としている。	
	第 9 条 第 1 項 委員が検討する十分な期間を確保するために、委員会	審議資料は、準備の都合上、企業会計基準委員会及びディスクロージャー専門委員会の 1 営	

	の事務局は、原則としておおむね 1 週間前に審議資料を委員に送付する。	業日前から 3 営業日前の送付となった例があった。
	第 13 条 委員会の委員は原則として会議に直接参加する。ただし、委員会がやむを得ないと認める場合、委員は、委員会に電話、テレビ会議又は類似した通信手段を使用して出席することができる。	企業会計基準委員会において出席委員は直接参加しており、電話、テレビ会議又は類似した通信手段が使用されたことはなかった。 なお、ディスクロージャー専門委員会においては新型コロナウイルス感染症への対応として、2020 年 3 月 9 日開催の第 35 回及び 2020 年 3 月 18 日開催の第 36 回ディスクロージャー専門委員会について、希望した委員は電話を使用して出席している。
	第 14 条 第 5 項 委員が委員会を欠席した場合、書面を提出して意見を表明することができる。欠席した委員から書面にて意見が表明された場合、審議の過程において欠席した委員からの意見である旨を添えて説明する。	企業会計基準委員会において、欠席した委員による書面を提出しての意見の表明はなかった。
アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）の実施状況	第 20 条 委員会は、委員会の審議のために必要と認めた場合、アウトリーチ（市場関係者に対する意見聴取）を実施する。アウトリーチは、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等を対象として実施する。 第 21 条 アウトリーチを実施した	公開草案に寄せられたコメントへの対応に関して、アウトリーチは実施していない。

	場合、原則として、委員会、専門委員会及び IFRS のエンドースメントに関する作業部会の審議において、意見聴取の対象とした者の属性別の回数、聞かれた意見の概要等を報告する。	
再公開草案の必要性に関する審議の状況	第 19 条 第 5 項 企業会計基準等及び修正国際基準を公表する前に、公開草案を再度公表する必要性がないか否かを、委員会において検討する。	公開草案の最終基準化にあたって、再度公開草案を公表する必要性の有無について 2020 年 3 月 27 日開催の第 428 回企業会計基準委員会において審議を行った。 審議の結果、再公開草案の必要性はないことが了承された。
企業会計基準等の公表に関する議決（反対意見の取扱い）	第 14 条 第 1 項 企業会計基準等及びそれらに関する公開草案及び論点整理並びに修正国際基準及びその公開草案の公表に関しては、定款第 56 条の定めに従い、委員の 5 分の 3 以上の多数を持って議決する。	本会計基準は、2020 年 3 月 27 日開催の第 428 回企業会計基準委員会において出席委員 14 名全員（委員総数 14 名）の賛成により公表することが承認された。その後、2020 年 3 月 31 日に公表した。
	第 14 条 第 2 項 企業会計基準及び修正国際基準を公表する際、企業会計基準及び修正国際基準の公表に賛成した委員と反対した委員の名前を企業会計基準及び修正国際基準に記載する。企業会計基準適用指針及び実務対応報告については、出席委員数と賛成委員数を記載する。	本会計基準第 12 項に賛成した委員名を記載している。 なお、本会計基準の公表に反対した委員はいなかった。
	第 14 条 第 3 項	本会計基準の公表に反対した

	企業会計基準等及び修正国際基準の議決に委員が反対した場合、企業会計基準等及び修正国際基準に、反対した委員の反対理由を記載する。	委員はいなかったため、反対した委員の反対理由の記載はない。
	第14条 第6項 委員会に欠席した委員が書面により議決に参加することは認められない。	出席委員により議決要件が充足され、出席委員により議決が行われた。

以上

(別紙 1) 企業会計基準委員会及びディスクロージャー専門委員会における審議の状況

公開草案の公表に関する企業会計基準委員会及びディスクロージャー専門委員会における審議の状況

1. 公開草案の公表までの企業会計基準委員会及びディスクロージャー専門委員会における審議の状況は、以下のとおりである。

(企業会計基準委員会)

回数	開催日	審議内容
第 410 回	2019 年 6 月 13 日	・ 公開草案の検討
第 415 回	2019 年 8 月 26 日	
第 417 回	2019 年 9 月 25 日	
第 418 回	2019 年 10 月 10 日	
第 419 回	2019 年 10 月 25 日	・ 公開草案の公表議決

(ディスクロージャー専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第 19 回	2018 年 12 月 19 日	・ 検討する論点の整理
第 20 回	2019 年 1 月 28 日	・ 公開草案の検討
第 21 回	2019 年 2 月 27 日	
第 22 回	2019 年 3 月 25 日	
第 23 回	2019 年 4 月 24 日	
第 24 回	2019 年 5 月 27 日	
第 26 回	2019 年 7 月 30 日	
第 27 回	2019 年 8 月 23 日	
第 28 回	2019 年 9 月 24 日	
第 29 回	2019 年 10 月 7 日	

公開草案公表後の企業会計基準委員会及びディスクロージャー専門委員会の審議における状況

2. 公開草案公表後の企業会計基準委員会及びディスクロージャー専門委員会における審議の状況は以下の通りである。

(企業会計基準委員会)

回数	開催日	審議内容
第 424 回	2020 年 1 月 31 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 425 回	2020 年 2 月 12 日	
第 426 回	2020 年 2 月 25 日	
第 427 回	2020 年 3 月 11 日	
第 428 回	2020 年 3 月 27 日	・ 公開草案を再度公表する必要性の有無 ・ 会計基準の公表議決

(ディスクロージャー専門委員会)

回数	開催日	審議内容
第 32 回	2020 年 1 月 29 日	・ 公開草案に寄せられたコメントへの対応
第 33 回	2020 年 2 月 5 日	
第 34 回	2020 年 2 月 20 日	
第 35 回	2020 年 3 月 9 日	
第 36 回	2020 年 3 月 18 日	

以 上

（別紙 2）アウトリーチ（意見聴取）の状況

公開草案の公表までのアウトリーチの状況

1. 公開草案の公表までのアウトリーチの状況は、以下のとおりである。

開催日	対象	内容
2018 年 10 月 30 日	財務諸表作成者(注)	・ 注記情報の充実について
2019 年 3 月 6 日	財務諸表作成者(注)	・ これまでの議論について
2019 年 5 月 31 日	財務諸表作成者(注)	・ 見積りの開示の目的、開示する項目の識別及び個別財務諸表における取扱いについて
2019 年 8 月 22 日	財務諸表作成者(注)	・ 公開草案の基本的な考え方及び文案について

（注）財務諸表作成者については、業界団体に対して実施したものである。

公開草案公表後のアウトリーチの状況

2. 公開草案公表後のコメント募集期間におけるアウトリーチの状況は、以下のとおりである。

開催日	対象	内容
2019 年 12 月 10 日	財務諸表作成者（注）	・ 公開草案の内容について

（注）財務諸表作成者については、業界団体に対して実施したものである。

以 上